

## 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進 に関する法律の一部を改正する法律（骨子案）

### 1 目的及び責務規定並びに名称の改正

- 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育を効果的に進める上で重要な協働取組の推進に係る規定を目的規定に追加する。これに併せて、責務規定においても同旨の規定を追加するとともに、法律名を「環境教育等の推進による環境保全のための国民の取組の促進に関する法律」に変更する。
- 基本理念の規定に、地球規模の視点に立って環境の保全と経済及び社会の発展を統合的に推進することに関する表現や生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養う旨の表現を追加する。
- 環境保全活動の対象となる環境の保全の範囲として、「地球環境保全、公害の防止、自然環境の保護及び整備」に「生物の多様性の保全」、「循環型社会の形成」の視点が含まれていることを明示する。

### 2 協働取組に関する定義の追加等

- この法律において「協働取組」とは、二以上の国民、民間団体等、国又は地方公共団体がそれぞれ適切に役割を分担しつつ対等の立場において相互に協力して行う環境保全の意欲の増進その他の環境の保全に関する取組をいう。
- 「環境教育」の定義に、「家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において行われる環境の保全に関する教育及び学習」である旨を明記する。

### 3 基本方針において定める事項の改正

- 政府が定める基本方針に、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する事項を定めるものとする。
- 政府が、基本方針を定めるに当たっては、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する国際的な連携の確保並びに持続可能な社会の構築に資する経済的、社会的な取組の促進に配慮しなければならない。

### 4 都道府県及び市町村の行動計画に係る規定の整備

#### (都道府県及び市町村の行動計画)

- 都道府県及び市町村は、基本方針を勘案して、その都道府県又は市町村の区域の自然的社会的条件に応じた環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画を作成するよう努めるものとする。
- 都道府県及び市町村は、行動計画を作成したときは、これを公表するとともに、行動計画に基づく施策の実施状況を公表するものとする。

#### (環境教育等推進協議会)

- 行動計画を作成しようとする都道府県及び市町村は、行動計画の作成に関する協議及び行動計画の実施に係る連絡調整を行うための環境教育等推進協議会を組織することができる。
- 協議会は、行動計画を作成しようとする都道府県又は市町村、当該都道府県又は市町村の教育委員会、学校教育及び社会教育の関係者、関係する国民、民間団体等、学識経験者その他の当該都道府県又は市町村が必要と認める者（公募の方法により行われるよう努める。）をもって構成する。
- 主務大臣は、行動計画の作成及び実施が円滑に行われるように、協議会の構成員の求めに応じて、必要な助言をすることができる。

#### (行動計画の作成等の提案)

- 学校教育及び社会教育の関係者、国民、民間団体等、学識経験者等は、都道府県又は市町村に対して、行動計画の作成又は変更をすることを提案することができる。
- 提案を受けた都道府県又は市町村は、当該提案に基づき行動計画の作成又は変更をするか否かについて、公表しなければならない。

### 5 学校教育等における環境教育に係る支援等に係る規定の追加

- 国、都道府県及び市町村は、国民が、幼児期からその発達段階に応じ、あらゆる機会を通じて環境の保全についての理解と関心を深めることができるよう、学校教育及び社会教育における環境教育の推進に必要な施策を講ずるものとする。
- 国は、環境と人とのかわりが総合的に理解されるよう、学校教育において各教科その他の教育活動を通じて発達段階に応じた体系的な環境教育が行われることを促進するため、環境の保全に関する体験学習等の学校教育における環境教育の充実のための措置、教育職員の研修の内容の充実その他の環境教育に係る教育職員の資質の向上のための措置、参

考となる資料等の情報の提供、教材の開発その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 国は、環境教育の教材として活用するとともに、環境への負荷を低減するため、校舎、運動場等の学校施設その他の施設の整備の際に適切な配慮を促すとともに、当該施設を活用し、教育を通じた環境保全活動を促すよう必要な措置を講ずるものとする。
- 都道府県及び市町村は、これら国の施策に準じて、学校教育及び社会教育における環境教育の促進に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## 6 職場における環境保全の意欲の増進及び環境教育に係る規定の追加

- 民間団体、事業者、国及び地方公共団体は、国民の環境保全に関する知識及び技能を向上させるために必要な場の提供に努めるものとする。

## 7 環境教育等支援法人の指定等

- 主務大臣は、環境保全活動、環境保全の意欲の増進若しくは環境教育又は協働取組の推進を支援することを目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動法人であって、一定の基準に適合すると認められるものを、その申請により、環境教育等支援法人として指定することができる。
- 環境教育等支援法人は、次に掲げる事業のうちいずれかを行うものとする。
  - ・ 情報及び資料の収集、整理及び分析を行い、並びにその結果を提供すること。
  - ・ 手引その他の資料等を作成し、及び提供すること。
  - ・ 照会及び相談に応じ、並びに必要な助言を行うこと。
  - ・ 必要な指導者等のあっせん又は紹介を行うこと。
  - ・ その他附帯する事業
- 主務大臣は、支援法人に対し、情報の提供その他の措置を講ずるものとする。
- 主務大臣は、支援法人の財産の状況又は支援事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、支援法人に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。また、支援法人が、この命令に違反したときは、指定を取り消すことができる。

## 8 人材認定等事業の登録対象範囲の追加

- 環境の保全に関する知識及び環境の保全に関する指導を行う能力を有する者を育成し、又は認定する事業（人材認定等事業）について、主務大臣の登録を受けることができるが、この人材認定等事業の登録対象範囲に、「協働取組の促進に必要な能力を有する者を育成し、又は認定する事業」、「環境教育に関する教材を開発し、提供する事業」を追加する。
- 人材認定等事業の申請主体として、大学の設置者が含まれることを明記する。また、申請の対象となる事業としては、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百四条に規定する学位の授与に係るものは含まない旨を確認的に規定する。
- 環境の保全に関する人材の育成等を効果的に実施するため、必要な財政上または税制上の措置等を講ずるよう努める旨の規定を追加。

## 9 体験の機会の場の認定等

### （体験の機会の場の認定）

- 土地又は建物の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者（国民、民間団体等に限る。）は、当該土地又は建物を自然体験活動の場その他の多数の者を対象とするのにふさわしい環境保全の意欲の増進に係る体験の機会の場として提供する場合に、次に掲げる要件に適合している旨の都道府県知事（当該土地又は建物が二以上の都府県にわたる場合にあっては、主務大臣。以下「9」において同じ。）の認定を受けることができる。
  - ・ 基本方針及び行動計画（行動計画を作成している都道府県に限る。）に照らして適切なものであること。
  - ・ 体験の機会の場で行う事業の内容及び当該土地又は建物が一定の基準に適合するものであること。
- 都道府県知事は、認定の申請に係る体験の機会の場及びその提供が前に示した要件のいずれにも適合していると認めるときは、その認定をするとともに、認定した旨を公示しなければならない。
- 都道府県知事は、認定をする場合において、その有効期間を定めるものとする。

### （認定した体験の機会の場に係る支援等）

- 都道府県知事は、認定をしたときは、インターネットの利用、印刷物

の配布その他適切な方法により、その周知を図るものとする。

- 国及び地方公共団体は、認定を受けた体験の機会の場を通じた環境保全の意欲の増進を効果的に推進するため、必要な財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(その他)

- 認定した体験の機会の場を提供する国民、民間団体等への報告の徴収等、表示の制限、認定の取消しなど、所要の規定を整備する。

## 10 民間団体への公共サービスの参入機会の増大等

- 国及び独立行政法人等は、環境の保全に関する公共サービスの実施に当たっては、民間団体がその有する専門的な知見や地域の特性を生かすことができる分野において、当該民間団体の参入機会の増大を図るよう努めるものとする。
- 国及び独立行政法人等は、民間団体がその有する専門的な知見や地域の特性を生かすことができる分野において協働取組により実施することが効果的であると認められる場合には、経済性に留意しつつ価格以外の多様な要素をも考慮して、協働取組による施策の効果が十分に発揮される契約の推進に努めるものとする。
- 地方公共団体は、これらの施策に準じて、民間団体の参入機会の増大及び協働取組による施策の効果が十分に発揮される契約の推進に努めるものとする。

## 11 環境保全に係る協定の締結等

- 国又は地方公共団体及び国民、民間団体等は、協働取組を推進するため、協議の上で互いの役割分担を定めた協定の締結、当該協定の作成に関する協議及び当該協定の実施に係る連絡調整を行うための協議会の設置を行うことができる。
- 国は、協定の締結を行った場合には、インターネット等により協定の内容等を公表するものとする。
- 協定の締結を行った国及び国民、民間団体等は、当該協定に定められた事項を誠実に履行するとともに、当該協定に定める事項の実施の状況について評価を行い、その結果を公表するものとする。
- 地方公共団体は、協定の締結を行った場合には、国の措置に準じて、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## 1 2 国民、民間団体等による協定の届出等

- 国民、民間団体等が協働取組の推進に関し協定を締結した場合には、当該国民、民間団体等は、都道府県知事（当該取組が二以上の都道府県にわたる場合にあっては、主務大臣。以下「1 2」において同じ。）に対し、当該協定を届け出ることができる。
- 都道府県知事は、届出のあった協定の内容が、環境の保全上効果を有するとともに、法令に違反しないと認めるときは、インターネット等により協定の内容等を公表するものとする。
- 都道府県知事は、協定の締結に際して、主務大臣に対し、当該協定が法令に適合しているかどうかを関係行政機関の長に確認するよう要請することができる。
- 届出をした国民、民間団体等は、当該協定に定められた事項を誠実に履行するものとする。また、都道府県知事は、国民、民間団体等に対し、協定に定める事項が円滑に実施されるよう必要な助言、指導に努めるものとする。

## 1 3 エコポイント等国民の環境の保全に配慮する行動を促す仕組みの普及

- 国及び地方公共団体は、国民の環境の保全に配慮する行動に対して経済的価値が付与される仕組みの普及を通じて、当該行動を促進するよう努めるものとする。

## 1 4 環境の保全に資する活動の事業化に係る支援

- 国及び地方公共団体は、地域の資源及び人材等を活用し環境の保全を図る活動の起業化その他の環境の保全に資する活動の事業化に必要な財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

## 1 5 優れた環境教育等の取組に関する表彰

- 主務大臣は、環境保全活動、環境保全の意欲の増進若しくは環境教育又は協働取組を行う国民、民間団体等で、持続可能な社会の構築に関し特に顕著な功績があると認められるものに対し、表彰を行うことができる。

## 16 環境教育等推進会議

- 政府は、環境省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関の職員をもって構成する環境教育等推進会議を設け、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の総合的、効果的かつ効率的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。
- 環境教育等推進会議に、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関し専門的知識を有する者によって構成する環境教育等推進専門家会議を置く。
- 環境教育等推進専門家会議は、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に係る事項について、環境教育等推進会議に進言する。

## 17 その他

- 主務大臣及び主務省令について所要の規定を整備するとともに、体験の機会の際の認定に係る罰則の規定を整備する。
- この法律の施行期日及び施行後の見直しに係る所要の規定を整備する。